

白馬村持続可能なまちづくりに向けた制度設計会議 設置要綱

(趣旨・目的)

第1条 「白馬村持続可能なまちづくりに向けた調査・検討業務」（以下「受託業務」という。）の受託者 技建開発株式会社は、国内外からの土地取引の活発化に伴う地価の高騰や急激な開発等の諸課題に対応し、将来にわたって持続可能な地域づくりを推進するための制度設計に関する調査・検討を適切かつ円滑に実施するため、白馬村持続可能なまちづくりに向けた制度設計会議（以下「制度設計会議」という。）を開催・運営する。

(検討事項)

第2条 制度設計会議は、次の各号に掲げる事項について専門的・多角的見地から検討・検証を行い、持続可能なまちづくりに関する報告書を取りまとめるものとする。

- (1) 地域課題の把握及び調査・分析結果の評価に関すること
- (2) 前提条件の整理に関すること
- (3) 土地利用誘導の方向性に関すること
- (4) 新たな誘導方策の枠組み検討に関すること
- (5) 制度内容案の具体化の検討に関すること

2 制度設計会議は、前項に定めるもののほか、新制度の実現に向けた助言・指導その他必要な検討を行う。

(構成及び委員)

第3条 制度設計会議の委員は、白馬村持続可能なまちづくり形成事業に関して白馬村長（以下「村長」という。）がアドバイザーとして委嘱した者をもって充てる。

2 委員の任期は、村長からのアドバイザーとしての委嘱期間による。

(委員長)

第4条 制度設計会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、制度設計会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議の開催及び進行)

第5条 制度設計会議は、受託者が委員長と協議の上、招集する。ただし、最初に開催する会議は、受託者が招集する。

2 受託者は、会議を招集するときは、あらかじめ委員に開催日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 委員長は、議事を進行する。

4 制度設計会議は、ウェブ会議システム（インターネットを通じた映像及び音声の送受信により、相手方の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して開催することができる。

(関係者の出席等)

第6条 制度設計会議は、第2条の検討を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の公開等)

第8条 会議は、原則として非公開とする。

2 制度設計会議における配布資料は、原則として非公開とする。ただし、事務局を通じて村長が必要と認めるときは、その全部又は一部を公表することができる。

(議事要旨の作成及び公表)

第9条 事務局は、会議終了後速やかに議事要旨を作成し、村長に報告するものとする。

2 議事要旨は、前項の報告を受けて公表する。ただし、村長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(事務局)

第10条 制度設計会議の運営及び庶務を担当するため、制度設計会議に事務局を置く。

2 事務局は、白馬村建設課、長野県建設部都市・まちづくり課及び技建開発株式会社、株式会社アルテップをもって構成する。

3 事務局は、会議の議事録を作成し、これを保管する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度設計会議の運営に関し必要な事項は、技建開発株式会社と村との協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。